

『鹿児島脳卒中地域連携ネットワーク研究会』 会則

1. 総則

本会は『鹿児島脳卒中地域連携ネットワーク研究会』と称する。

2. 目的

本会は鹿児島地区における脳卒中医療の地域連携をすすめ、地域として脳卒中治療のレベル向上をはかる事を目的とする。

3. 事業

本会は2.の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- _ 講演会、研究会、講習会などの開催ならびに後援
- _ 脳卒中地域連携パスの提言
- _ 脳卒中医療に関する医療資源の情報収集と公開
- _ その他本会の目的に必用な事業

4. 会員（構成員）

本会は脳卒中診療に係わっている施設に従事し、本会の目的に賛同した医療機関から推薦された職員により構成する。

5. 役員

本会には次の役員を置く

- _ 世話人
- _ 代表世話人
- _ 幹事
- _ 顧問

世話人会を本会の議決機関として必要に応じて開催する。

世話人会の中より代表世話人、幹事を選出する。

代表世話人は本会運営の責任を負う。

世話人とは別に顧問を若干名置くことができる。

6. 事務局

本会の事務局を次に置く。

鹿児島医療センター脳血管内科 鹿児島市城山町8番1号

7. 運営費

運営にかかる費用は会員からの会費にて賄う。

8. 会費、会計

会費として 500 円を講演会開催毎に徴収する。

会計年度は 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとし、事務局が会計を行う。

会計年度の終了後 3 か月以内に幹事による監査を経た上で会計報告を行う。

9. 補則

本会の目的に賛同したものの協賛を拒むものではない。

本会の会則は世話人会の過半数の議決を経て改正することができる。

【付則】

本会会則は 平成 21 年 7 月 1 日 より施行される。